

日常生活用具一覧

用具名称	区分	要件	対象年齢	性能	耐用年数(年)	基準額(円)	備考
特殊寝台	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上 (2) 難病患者等で寝たきりの状態	18歳以上	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000	
訓練用ベッド	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障がい	3歳以上18歳未満	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200	医学的な判断により必要性が認められたときは、3歳未満の者への給付も可能とする。
特殊マット	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上 (2) 重度又は最重度の知的障がい (3) 難病患者等で寝たきりの状態	3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600	
特殊尿器	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する場合に限る。） (2) 難病患者等で、自力で排尿できない状態	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が、容易に使用し得るもの	5	67,000	
入浴担架	給付	下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する場合に限る。）	3歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400	
体位変換器	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する場合に限る。） (2) 難病患者等で寝たきりの状態	3歳以上	介助者が、対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000	
移動用リフト	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障がい	3歳以上	介助者が、対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4	159,000	
訓練いす	給付	下肢又は体幹機能障がい2級以上	3歳以上18歳未満	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	5	33,100	
入浴補助用具	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がいを有し、入浴に介助を要する状態 (2) 難病患者等で入浴に介助を要する状態	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000	
便器	給付	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上 (2) 難病患者等で常時介護を要する状態	学齢児以上	対象者が、容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450 (手すり取付けの場合5,400円を加算する。)	

用具名称	区分	要件	対象年齢	性能	耐用年数（年）	基準額（円）	備考
頭部保護帽	給付	(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能障がい (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい	年齢制限なし	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	A : 12,768 B : 30,870	A : スポンジ、革を主材料に製作されたもの B : スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの
T字状・棒状のつえ	給付	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有し、つえの使用により歩行機能が補完される状態	年齢制限なし	歩行時に体を支え、安定させるものであって、対象者が容易に使用し得るもの	3	木製：2,266 金属製：3,090	
移動・移乗支援用具	給付	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする状態	3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000	
特殊便器	給付	(1) 上肢障がい2級以上 (2) 難病患者等で上肢機能に障がいを有する状態	学齢児以上	対象者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200	
火災警報器	給付	(1) 障がい等級2級以上の身体障がい (2) 重度又は最重度の知的障がい いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	年齢制限なし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500	
自動消火器	給付	(1) 障がい等級2級以上の身体障がい (2) 重度又は最重度の知的障がい (3) 難病患者等 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	年齢制限なし	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700	
電磁調理器	給付	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	6	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	視覚障がい2級以上	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	10	12,000	
小型送信機	給付	視覚障がい2級以上	学齢児以上	音声標識ガイド・システムに対応するもの	10	7,000	
聴覚障がい者用屋内信号装置	給付	聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	18歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400	
視覚障がい者用誘導装置	給付	視覚障がいを有し、音声による誘導を必要とする状態	18歳以上	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	10	56,000	
携帯用信号装置	給付	聴覚障がいを有し、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない状態	年齢制限なし	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	5	18,000	

用具名称	区分	要件	対象年齢	性能	耐用年数(年)	基準額(円)	備考
トイレチェア	給付	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない状態	年齢制限なし	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	8	81,000	
車椅子用段差昇降機	給付	常時車椅子を使用する状態	年齢制限なし	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態で、昇降が可能なもの	8	260,000	
透析液加温器	給付	腎臓機能障がい3級以上であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う状態	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500	
ネプライザー	給付	(1) 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい (2) 難病患者等で呼吸器機能障がい	年齢制限なし	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	36,000	呼吸器機能障がい3級以上の手帳所持者以外は、診断書の提出が別途必要
電気式たん吸引器	給付	(1) 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい (2) 難病患者等で呼吸器機能障がい	年齢制限なし	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	56,400	呼吸器機能障がい3級以上の手帳所持者以外は、診断書の提出が必要
酸素ポンベ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う状態	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの	10	17,000	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	給付	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な状態	年齢制限なし	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5	157,500	診断書の提出が必要
視覚障がい者用体温計（音声式）	給付	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5	9,000	
視覚障がい者用体重計	給付	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5	18,000	
人工呼吸器用自家発電機	給付	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいで在宅で常時人工呼吸器を装着している状態	年齢制限なし	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	10	100,000	呼吸器機能障がい3級以上の手帳所持者以外は、診断書の提出が必要
人工呼吸器用外部バッテリー					5	50,000	
視覚障がい者用血圧計（音声式）	給付	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。）	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5	9,700	
携帯用会話補助装置	給付	音声言語機能障がいを有し、又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障がいを有する状態	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5	98,800	
情報・通信支援用具	給付	視覚又は上肢機能障がい2級以上で情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により、社会参加が見込まれる状態	学齢児以上	対象者が情報機器を使用するに当たり、障がいがあることにより必要となる周辺機器やソフトウェア等	5	100,000	
点字ディスプレイ	給付	視覚障がい2級以上	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	383,500	

用具名称	区分	要件	対象年齢	性能	耐用年数(年)	基準額(円)	備考
点字器（標準型）	給付	視覚障がい	学齢児以上	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	7	A : 10,712	A : 32マス18行、両面書 真ちゅう板製
点字器（携帯型）						B : 6,798	B : 32マス18行、両面書 プラスチック製
点字タイプライター	給付	視覚障がい2級以上で原則として就学若しくは就労している又は就労が見込まれる状態	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5	A : 7,416	A : 32マス4行、片面書 アルミニウム製
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機）						B : 1,699	B : 32マス12行、片面書 プラスチック製
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	給付	視覚障がい2級以上	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6	85,000	
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	給付	視覚障がい2級以上	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6	35,000	
視覚障がい者用読書器	給付	視覚障がいを有するが、本装置により文字を読むこと又は音声として聴き取ることが可能になる状態	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6	99,800	
視覚障がい者用時計	給付	視覚障がい2級以上（なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な状態を原則とする。）	18歳以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像（文字等）を簡単にモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字と認識し、音声記号に変換して出力することができるもの	8	198,000	
聴覚障がい者用通信装置	給付	聴覚障がい又は音声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる状態	学齢児以上	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの（ファックス等）	5	71,000	
						A : 10,300	A : 触読式
						B : 13,300	B : 音声式

用具名称	区分	要件	対象年齢	性能	耐用年数（年）	基準額（円）	備考
聴覚障がい者用情報受信装置	給付	聴覚障がいを有するが、本装置によりテレビの視聴が可能になる状態	年齢制限なし	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6	88,900	
人工喉頭（笛式）	給付	喉頭摘出等の音声機能障がいにより発声が困難な状態	年齢制限なし	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4	5,150	
人工喉頭（電動式）	給付	喉頭摘出等の音声機能障がいにより発声が困難な状態	年齢制限なし	頸下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5	72,203	
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	給付	喉頭摘出等の音声機能障がいにより発声が困難であり、埋込型用人工鼻を常時使用する状態	年齢制限なし	HMEカセット及びアドヒーシブ（これらの使用に必要な付属品を含む。）であって対象者が容易に使用し得るもの	—	1月当たり23,760	
福祉電話	貸与	難聴であり、又は外出困難な身体障がい（原則として2級以上）があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる状態（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	—	83,300	
点字図書	給付	視覚障がいを有し、主に情報の入手を点字によっている状態	年齢制限なし	点字によって作成された図書	—	点字図書価格	対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）。
地上デジタル放送対応ラジオ	給付	視覚障がい2級以上	学齢児以上	地上デジタル放送のテレビ音声の受信が可能であり、対象者が容易に使用し得るもの	6	29,000	
音声ICタグレコーダー	給付	視覚障がい2級以上	学齢児以上	ICタグに登録した音声情報を専用機により読み上げる機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	6	60,000	
暗所視支援眼鏡	給付	視覚障がい児・者又は難病患者等で夜盲・視野狭窄等の症状が認められ、医師の意見書で当該用具が必要と認められた者	学齢児以上	高感度カメラで捉えた微光を增幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもの	8	395,000	医師の意見書の提出が必要
人工内耳用電池	給付	聴覚障がいを有し、人工内耳を装用している状態（人工内耳装用者カードの提示又は医師意見書を提出できる場合に限る。）	年齢制限なし	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	1月当たり2,500	
人工内耳用充電池及び充電器					3	44,100	

用具名称	区分	要件	対象年齢	性能	耐用年数（年）	基準額（円）	備考
ストマ用装具（蓄便袋）	給付	腸管又は膀胱の切除等により肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を造設して排泄を行っている状態（身体障がい者手帳申請中の者又は腹部に人工肛門若しくは人工膀胱を一時的に造設している者を含む。）	年齢制限なし	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—	1月当たり8,858	
ストマ用装具（蓄尿袋）				低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—	1月当たり11,639	
紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）及び洗腸装具)	給付	(1) ストマ用装具を装着することができない状態 (2) 高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がい (3) 脳性麻痺等脳原性機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な状態	3歳以上	対象者の衛生を保てるもの	—	12,000	
紙おむつ	給付	(1) 常時失禁等がある下肢又は体幹機能障がい2級以上 (2) 常時失禁等がある重度又は最重度の知的障がい	3歳以上	対象者の衛生を保てるもの	—	8,858	
収尿器（普通型）	給付	脊髄損傷等による排尿障がい（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする状態	年齢制限なし	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの	1	男性用：7,931 女性用：8,755	
収尿器（簡易型）					1	男性用：5,871 女性用：6,077	
居宅生活動作補助用具	給付	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいで障がい等級3級以上（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上）	学齢児以上	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000	申請は一度限りとする。